

お客さま情報の定期的な確認に関するご協力のお願い
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力をお願いいたします

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しております。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めております。

この対策の一環として、当組合を含む各金融機関では、既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただき取組みを順次行っております。

このようにお客さま一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

お客さまへの確認事項

【個人・個人事業主のお客さまの場合】

- ①氏名、住所および電話番号
- ②ご職業およびお勤め先
- ③お取引目的 等

【法人・団体のお客さまの場合】

- ①法人・団体の名称および主たる事務所の所在地、電話番号
- ②事業内容
- ③お取引目的
- ④実質的支配者 等

お客さま情報は、ご来店時やお客さま訪問時、ダイレクトメールにより確認をさせていただきます。上記以外の内容についても、お伺いさせていただく場合がございますので、ご回答へのご協力をお願いいたします。

！！金融機関を騙った詐欺にご注意ください！！

お客様の情報確認にあたって、当組合職員が電話で暗証番号や各種パスワード等をお尋ねすること、当組合が電子メールやショートメッセージ（SMS）で暗証番号をお尋ねすること、ウェブサイトへ誘導したうえで暗証番号の入力を求めることは一切ございません。金融機関や警察、銀行協会等を騙る詐欺に十分ご注意ください。

よくあるご質問

Q. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策とは何ですか？

A. マネー・ローンダリングとは、犯罪や違法な方法・行為により得た資金を、架空または他人名義の口座等を利用して、転々と送金を繰り返すことで、その出所をわからなくし捜査機関による犯罪収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいいます。

また、テロリストなどへ資金援助することを目的として架空名義や正規の取引を装って口座を利用する行為など、金融機関はこれらの犯罪行為に対し有効な防止策をとる必要があります。

Q. なぜ、詳細な情報まで回答を求めているのですか？回答しなければならないのですか？

A. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する取り組みについては、金融庁から2018年2月にガイドラインが公表されるなど、近年その重要性が急速に高まっております。当組合では、ガイドラインに基づきお客様情報の確認を行っております。お客様にはお手数をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。

（参考）金融庁HP「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

Q. 回答を拒んだ場合には、口座を利用するうえで不都合は生じますか？

A. 現時点では、不都合が生じることはありませんが、将来的な対応は未定となっております。

本取り組みを通じ、健全な金融システムを構築することで、お客様に今後も安全にお取引いただけるように努めております。お客様にはお手数をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。

Q. 家族で取引をしているが、1人しかハガキが届かなかったのはなぜですか？

A. 今回のご案内の対象となる方や、通知のタイミングはお客様により異なります。ご案内がございましたら、お手続きをお願いします。

Q. このような確認をされるのは、私が疑われているという事ですか？

A. 当組合をご利用いただいているお客様の情報を定期的に確認させていただくものであり、特定のお

客さまに対してご案内するものではございません。当組合のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、広くお客さまにご協力をお願いしているものです。ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

Q. 口座名義人が亡くなっている場合には、回答が必要ですか？

A. 回答は不要です。別途、相続手続きが必要となる場合がございますので、お手数料をおかけしますが、お取引店舗へご連絡ください。

Q. 名前、住所、電話番号等が変更となっているが、この回答をすれば他の手続きは必要ありませんか？

A. 各種変更のお手続きが必要となります。お手数料をおかけしますが、お取引店舗へご連絡のうえ、お手続きをお願いいたします。

関連サイト

▶ 金融庁ホームページ「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

▶ 一般社団法人 全国信用組合中央協会ホームページ「信用組合をご利用の皆さまへ」

<https://www.shinyokumiai.or.jp/notice.html>

